

## 裁かれた道警 許されぬ憲法の軽視

正当な理由がないと市民の運動を著しく制約した警察に対する、重大な警告である。19年参院選の際、街頭演説中の安倍首相（当時）を批判した男女2人を制止し、その場から排除した北海道警の行為について、札幌地裁は表現の自由の侵害などを認め、道に計88万円の賠償金の支払いを命じた。

原告の1人は数十分間にわたり警察官につきまとわれた。地裁はこれについても、移動の自由や名誉権、プライバシー権を侵したと判断した。道警側は、2人が他の聴衆に危害を加えられたり、自ら暴行に及んだりする恐れがあり、警察職務執行法に基づく適法な措置だったなどと主張した。だが市民が撮影し法廷に提出された動画からは、そのような様子はうかがえなかった。

にもかかわらず、道警はなぜ力の行使に及んだのか。

判決は、原告らの発言を「公的・政治的事項に関する表現行為」と位置づけた上で、道警はそれが首相演説の場にそぐわないことさえ、行為そのものを制限しようとしたと推認。警察法だけでも、表現の自由を定めた憲法にも反するとの断じた。

重い指摘である。

表現の自由は民主主義を支える極めて重要な権利だ。為政者

に対し、憲意だけでなく批判や異論が向むかわれるのは当然で、そこに警察権力が容易に介入すれば、率直・闊達な議論の土台は失われてしまう。憲法の理念に忠実な判決であり、高く評価されてしかるべきだ。

むろん表現の自由も無制限な保障の下にあるわけではない。この点につつても、判決はしっかりと自配りしている。

2人の発言は、特定の民族への差別意識を誘発・助長したり犯罪を扇動したりするものではあるまい。

なく、演説を続けられなくなるのでもなかつた。ついで、道警の対応がやむを得ないものだったと言つてはできはしない。納得できる説示だ。

トモや演説会場などの警察警備には、かねて過剰で抑圧的な批判があるが、客観的な証拠に基づき、違法性が指摘される例はまれだ。道警は当時の状況を改めて検証・反省し、再発防止に努めねばならない。

警察の責務は公共の安全と秩序の維持を図り、民主主義社会を守ることにある。その責務を遂行するにあたつて、警察法は、不偏不党・公平中立を旨とする、日本国憲法が保障する個人の権利や自由に干渉しない、権限を乱用してはならない――と明記している。

戦前の反省を踏まえて定められたこうした規定の意義は、いま変わらない。肝に銘じて日々の仕事に取り組んでほしい。